

「くずはの家・えのきの会」会則

平成28年 3月 12日 改定

第1条 (名称及び事務局)

この会は「くずはの家・えのきの会」(以下本会という)と称し、事務局は秦野市・くずはの家 〒257-0031 秦野市曾屋 1137 (以下くずはの家という)内に置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の交流を通じて、自然に親しみ・自然に学び・自然を大切にすることを培い、自然観察指導員としての資質の向上を目指し、秦野市において自然への理解、関心を深めるための活動を行う。

第3条 (活動) 本会は前条の目的を達成するために次の活動をおこなう。

1. くずはの家の自主事業への協力
2. 自然観察会
3. 会報の発行
4. 研修会および情報交換会
5. 自然環境に関する調査・普及活動
6. 環境保全に関する教育の支援活動
7. その他

第4条 (会員資格) 本会の会員は以下に該当する者とする。

1. 会員 ; (1)くずはの家自然観察指導員養成講座の修了者で、本会の趣旨に賛同する者
(2)本会の趣旨に賛同し、会長が認めた者
2. 特別会員 ; くずはの家所長及び指導員

第5条 (会費) 本会の運営のために会員から会費を徴収することとする。

1. 会費の額は、メール会員は年間 2,000 円と定める。
2. 会計年度は 2 月 1 日から翌年の 1 月 31 日とする。
3. 特別会員は会費の納入は免除される。

第6条 (会員の義務) 本会の会員は以下の義務を有する。

1. 会費を所定の期日までに速やかに納入する。
2. 定められた会の活動に積極的に参加する。

第7条 (退会) 次の場合は会員資格を失い、退会となる。

1. 会員はいつでも申し出により退会することが出来る。
2. 活動義務の不履行、または活動の目的から逸脱した行為が認められる場合は、役員会で審議の上、退会を命ずることがある。
3. 年会費を所定の期間内に納入しない場合は会員資格を失い、退会となる。
4. 年度途中で退会するときは会費の精算はしない。

第8条 (分科会) 本会は専門分野別の分科会を置く。

1. 分科会はリーダー、サブリーダー、必要な担当を置き、その円滑な運営につとめる。

第9条 (役員) 本会の役員は会長、副会長、事務局、会計、分科会のリーダーとする

1. 会長 1 名 副会長 3 名 事務局若干名 会計 1 名は総会で会員の互選により選出する。
2. 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、分科会リーダーの役員任期は、分科会リーダー在任期間とする。また、会長の任期は 2 期を限度とする。

第10条 (会計監査) この会の会計監査 1 名を会員から互選により選出する。

会計監査の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

第11条 (相談役) この会は役員会の議決により相談役を置くことができる。

相談役は役員補佐をすることができる。

第12条 (顧問) この会は役員会の議決により顧問を置くことができる。

第 13 条（総会）総会は年 1 回とし、必要があれば臨時総会を開催する。

1. 総会は会長が招集し、議事進行をする。議事進行は他の役員に委任することができる。
2. 総会は委任状を含め過半数の出席によって成立する。
3. 総会の決議事項承認事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 会計報告及び予算案
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他
4. 総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

第 14 条（役員会）会長は総会の事業計画に基づき役員会を定期に開催する。

1. 役員会は事業計画にもとづき、会の円滑な運営について協議、実施する。
2. 役員会の円滑な活動のため、必要な活動担当を設置することができる。

活動の担当役員は、役員会で決定する。なお兼務は妨げない。

第 15 条（会計）本会の運営に要する経費は会費、その他の収入をもって充当する。

1. 事業年度の始めに収支予算書、また終わりには収支決算書を作成して、会計監査の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
2. なお通常の事業以外の特別行事、特別事業などで、役員会が必要と認めた場合は、特別会計を設けて 1 項と同様に収支予算書、収支決算書を作成して会計監査の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
3. また、弔慰金など特別に支出が必要と役員会が認めた場合は、支出することができる。

第 16 条（施行）この会則はえのきの会設立の平成 18(2006)年 4 月 1 日より施行する。

以 上

| | |
|------|--------------------------|
| 制定 | 2006 年(平成 18 年) 2 月 5 日 |
| 施行 | 2006 年(平成 18 年) 4 月 1 日 |
| 一部改定 | 2007 年(平成 19 年) 3 月 4 日 |
| 一部改定 | 2009 年(平成 21 年) 3 月 1 日 |
| 一部改定 | 2010 年(平成 22 年) 3 月 7 日 |
| 一部改定 | 2012 年(平成 24 年) 3 月 4 日 |
| 一部改定 | 2013 年(平成 25 年) 3 月 3 日 |
| 一部改定 | 2016 年(平成 28 年) 3 月 12 日 |
| 一部改定 | 2023 年(令和 5 年) 3 月 4 日 |

